

【訂正後】

柴田町公告第54号

# 柴田町制限付一般競争入札公告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年10月9日

柴田町長 滝 口 茂

## 1. 入札に付する工事

- (1) 工事番号 第R7-一般15号
- (2) 工事名 令和7年度（仮称）地域防災センター整備工事
- (3) 施工場所 柴田町船岡中央二丁目129-2,130-2 地内
- (4) 工期 議会議決日の翌日以降から令和8年7月31日まで
- (5) 工事概要（建物概要）
  - 用途：自動車車庫・倉庫
  - 構造・階数：鉄骨造2階建て
  - 敷地面積  $A=1,114.40\text{ m}^2$
  - 建築面積  $A=375.84\text{ m}^2$
  - 延床面積  $A=437.13\text{ m}^2$（工事内容）
  - 建築工事一式
  - 直接仮設、土工、地業、鉄筋、コンクリート、型枠、鉄骨、防水、屋根及びとい、金属、左官、建具、ガラス、塗装、内外装、ユニット及びその他、電気設備、機械設備
- (6) 支払条件 前払い 有 支払限度額 契約額の40%以内  
中間前払い 有 支払限度額 契約額の20%以内
- (7) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式を適用する。

## 2. 入札参加資格

- (1) 令和7・8年度柴田町競争入札参加資格の承認を受けていること。
- (2) 宮城県内の名取市、岩沼市、角田市、白石市、蔵王町、七ヶ宿町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町に(1)の承認を受けた本店または委任先を有する事業者であること。
- (3) 柴田町から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税について完納していること。
- (5) 建設業法第3条第1項に規定する許可を受けていること。
- (6) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「建築工事」の総合評定値(P)が750点以上であること。

- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 総合評価項目及び落札者決定基準

総合評価落札方式における評価項目及び評価基準並びに落札者決定基準は、柴田町特別簡易型総合評価落札方式落札者決定基準【工事名：令和7年度（仮称）地域防災センター整備工事】（以下「落札者決定基準」という）による。

### 4. 総合評価に必要な提出書類

- (1) 総合評価落札方式における価格以外の評価に必要な書類（以下「総合評価技術資料」という）については、制限付一般競争入札参加申請書提出時に別記様式1から4に必要な事項を記入し、併せて提出すること。
- (2) 落札候補者が決定した段階で、落札候補者から総合評価技術資料に記載した内容についての確認資料の提出を求められることがある。
- (3) 総合評価技術資料は、入札参加の審査・評価以外に使用しない（当該総合評価技術資料を提出した入札参加者の承認を得た場合を除く）。
- (4) 総合評価技術資料は返却しない。
- (5) 総合評価技術資料は、差し替え、再提出を認めない。
- (6) 総合評価技術資料の記載内容が不明若しくは確認の必要があると認められる場合には、配置予定の技術者に対してヒアリングを実施することがある。
- (7) 提出を求める総合評価技術資料の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。

### 5. 入札手続き等

- (1) 設計図書の閲覧 令和7年10月9日（木）から令和7年10月29日（水）まで  
柴田町ホームページにより公開
- (2) 設計図書等に対する質問について  
設計図書等について質問がある場合は、指定の質問書に記載し、電子メールまたはFAXにより提出すること。（押印不要）  
提出先 Email：contract@town.shibata.miyagi.jp（財政課契約財産班）  
FAX：0224-55-4172
  - ①質問の受付期間
    - ・令和7年10月9日（木）から令和7年10月29日（水）午前10時まで
  - ②回答書の日時
    - ・令和7年10月30日（木）午前10時※質問があった場合は、申込全社にFAXで回答する。
- (3) 入札参加の申請等
  - ①提出書類
    - イ．制限付一般競争入札参加申請書（様式1、様式1資料）
    - ロ．建設業許可書の写し

ハ. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し  
ニ. 納税証明書の写し 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納がないことを確認できるもの

ホ. 返信用封筒（**110円**切手貼付、住所及び名称記載）

※入札参加資格審査結果通知送付用（直接受取の場合は不要）

ヘ. 総合評価技術資料

②申請書の交付 柴田町ホームページからダウンロードしてください。

③申請書の受付 下記の期間、持参もしくは郵送で受け付ける。

・令和7年10月9日（木）から令和7年10月30日（木）午後3時まで ※必着

④申請書提出部数

・正本1部とする。

⑤申請書提出先 〒989-1692 宮城県柴田郡柴田町船岡中央二丁目3番45号  
柴田町役場財政課 契約財産班

## 6. 参加資格の審査等

入札参加資格の適格、不適格について令和7年11月4日（火）に入札参加資格審査結果通知書により通知するものとする。

## 7. 入札に関する事項

(1) 入札執行の日時及び場所

① 日 時 令和7年11月10日（月） 午前10時00分

② 場 所 柴田町保健センター4階 多目的ホール

(2) 入札保証金は免除とする。

(3) 入札参加者は、誓約書及び入札参加資格審査結果通知書（原本）を持参すること。

(4) 代理人をもって入札する場合は、必ず委任状を持参のうえ提出すること。

(5) 所定の時刻までに、入札会場に入れない者は失格とする。

(6) 業務費内訳書の提出について

①入札参加者は、初度の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書を提出すること。

②業務費内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。用紙については、日本産業規格A列4番とする。

(7) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするもので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに制限付一般競争入札参加心得において示した条件に違反した者のした入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を有する旨を確認された者であっても、入札時点において、2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。

(9) 書留郵便による入札

書留郵便による入札を希望する場合は、入札書（封かん）、内訳書、誓約書、入札参加資格審査結果通知書（写し）を同封し入札執行日の前営業日（令和7年11月7日（金））必着とすること。このとき、開封・開札は入札執行時刻に行い、書類の不足が無い場合に限り初度の入札にのみ有効とする。

## 8. 落札者の決定等

- (1) 開札をした場合において、各人の入札のうち、最低制限価格以上予定価格以下の範囲で入札したものを総合評価対象者とし、落札者決定基準に基づき落札候補者を決定する。また、初度の入札において落札候補者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 入札執行の回数は、2回を限度とする。
- (3) 落札候補者を落札者と決定したときは、速やかに落札者に落札決定した旨を通知する。

## 9. 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とする。詳細は、別冊契約保証に関する説明事項のとおりとする。

## 10. 契約の締結

- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年柴田町条例第207号）第2条の規定により、この契約の効力は柴田町議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。
- (2) 落札者の決定後、この入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

## 11. その他

- (1) 入札参加者は、入札参加心得を熟読のうえ遵守すること。
- (2) 本工事は、週休2日工事【発注者指定型（現場閉所型）】の対象である。
- (3) 本工事は、柴田町建設工事週休2日工事実施要領をもって行うこととする。
- (4) その他不明の点については、下記に照会のこと。

問合せ先 : 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3番45号  
柴田町役場 財政課 契約財産班  
電話 : 0224 (55) 2278 内線222  
FAX : 0224 (55) 4172